

保存期間 5 年

通達乙人少第381号

令和 5 年 8 月 24 日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

非行少年を生まない社会づくりの推進について

問題を抱えた少年の立ち直り支援については、非行少年を生まない社会づくりの推進について（令和元年7月18日付け通達乙少第207号。以下「旧通達」という。）に基づき推進してきたところであるが、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）の制定に伴い、下記のとおり推進することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は、令和5年8月24日限り廃止する。

記

1 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

警察が取り扱った非行少年のうち、家庭裁判所の終局決定後の事情等を総合的に勘案して、支援を必要としている少年及び保護者に対して、地域部門、刑事部門及び交通部門とも連携の上、警察から積極的に連絡をとり手を差し伸べ、保護者の同意が得られた場合には、該当少年の立ち直り支援活動を推進すること。

ただし、当該少年が特定少年（少年警察）活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）の場合は、本人の同意を得るものとする。

また、問題を抱えた少年の立ち直り支援については、少年と地域社会との絆を構築することが重要であることから、継続的に少年及び保護者と連絡をとり、相談を聞いたり助言を行うとともに、少年指導委員を始め少年警察ボランティアや地域住

民、関係機関等と協働し、少年の就学・就労に向けた支援、少年の社会奉仕体験活動や生産体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動の推進に努めること。

2 少年を見守る社会機運の醸成

少年を取り巻く地域社会の絆を強化し、少年の規範意識の向上を図るためには、社会全体として、少年の特性や非行に走る要因・背景等について理解を含め、厳しくも温かい目で少年を見守り、少年に対して、身の回りに常に自分のことを気にかけている「大人の目」があることを伝えておく必要がある。

そこで、こうした少年を見守る社会機運を醸成するため、各警察署にあつては、地域の非行醸成や非行要因等について、P T A団体や自治会、企業等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティアや防犯ボランティア等の協力を得た通学時等の積極的な声かけ・あいさつ運動、少年が職場体験やスポーツ活動を通じて大人と触れ合う機会の確保、さらには、少年や保護者からの相談の受理体制の充実にも努め、少年が、地域に受け入れられ、見守られていると実感できるような取組みを推進すること。

また、地域警察官の街頭活動等における少年への積極的な声かけに努めるほか、万引きや自転車盗等を防止するための官民連携した対策を推進するとともに、対象を低年齢の少年やその保護者に広げた非行防止教室の開催、少年が犯罪被害者の声を聞く機会の確保等少年の規範意識の向上を図るための取組を推進すること。